

十九八	七八六	五四	三二一	の成省〇				
償還期限	發行価格	振替単位	額最低額面金額	用法の振替等項及法の適	名稱及び記	平成二十七年十一月二十二月十日	財務省告示第三百九十一号	
平成二十八年十一月二十一日	厘額五百六錢六	平成二十七年一月二十日	千九百四十四億	十九萬一千五百四十四億円	額引受金額の振替方法	社債、株式等の振替方法	特例第十九条第一項に規定する法律	國庫短期証券（第五百七十一回）
平成二十七年一月二十日	五百六錢六	平成二十七年一月二十日	一千五百四十四億円	引受けのための振替方法	日本銀行による借換えのための振替方法	法律第十七号	財務大臣 麻生太郎	
平成二十七年一月二十日	五百六錢六	平成二十七年一月二十日	一千五百四十四億円	日本銀行による借換えのための振替方法	法律第十七号	昭和五十七年大藏省令（昭和五十七年大藏省令第三百九十一号）	昭和五十七年大藏省令（昭和五十七年大藏省令第三百九十一号）	

十
三
二
一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当 た
成 本 面 還 た だ
二 銀 金 金 る し
十 行 額 を と 、
七 百 支 き 償
年 円 払 は 還
十 に う 、 期
一 つ 。 そ が
月 き の 銀
二 百 翌 行
十 円 営 休
日 業 業
に 日
に に